

令和5年度 第2回 静岡市農業振興地域整備促進協議会 会議録

- 1 日 時 令和5年11月30日(木) 午後2時00分から午後3時00分まで
- 2 場 所 静岡市役所静岡庁舎新館16階 農業委員会室
- 3 出席者 (委員) 鈴木会長、遠藤副会長、深井委員、宇佐美委員、朝比奈委員、
渡辺委員、中山委員
(事務局) 遠藤農地利用課長、丸山農振係長、藪下主任主事
- 4 欠席者 (委員) 田島委員、杉山委員、青木委員
- 5 傍聴人 なし
- 6 議 題 静岡市農業振興地域整備計画の変更について
(1) 令和5年8月受付案件協議(除外3件)
- 7 会議内容
(鈴木会長) それでは、令和5年8月受付の案件について事務局より説明をお願いします。

(事務局) <令和5年8月受付案件(除外3件)について説明>

【除外案件】

- 整理番号1 事由：葵区天神前 駐車場の整備
整理番号2 事由：葵区下 分家住宅の建築
整理番号3 事由：駿河区小坂 土質改良プラント、資材置場及び駐車場の整備
説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

(鈴木会長) ありがとうございます。先日、私と遠藤委員で事前に現地調査を行いましたので、所感を述べさせていただきます。

まず1つ目の葵区天神前の案件です。除外予定地の西側に農地がありますが、土地所有者の承諾が得られております。また、新たに水路を設置するなど対策をとるため、特に問題はないと思います。

次に、2つ目の葵区下の案件です。除外予定地の東側に農地がありますが、土地所有者の承諾が得られており、境界にはフェンスを設置予定とのことです。また、取り壊すハウスを最小限とするため、除外面積を必要最低限としており、特に問題はないと思います。

最後に、3つ目の駿河区小坂の案件です。除外予定地の北西側に農地がありますが、土地所有者の承諾が得られております。また、高さ3mの塀を設置するとのことです。北西側の農地及び用水路への影響はないと思われまふ。

私から以上ですが、現地を確認いただいた遠藤委員なにかご意見ありますか。

(遠藤副会長) 1つ目の葵区天神前の案件です。建物は立たず、露天駐車場であることから、周辺への影響は特になくと思います。また、土地所有者も高齢となり、農業が出来なくなってしまうと聞きました。ハウス内も荒れてしまっており、致し方ない状況かと思ひます。

次に、2つ目の葵区下の案件です。事業計画者は、土地所有者である父とともに農業経営を行っているとのことです。今後も頑張りたいと思ひます。

最後に3つ目の駿河区小坂の案件です。周辺の状況をみると、申出地と北西部の農地だけが青地として残っており、除外しても問題ないと思ひます。

私からは以上です。

(鈴木会長) 以上ですが、委員の皆様、全体を通して質問等があればお願いします。

(深井委員) 葵区下の案件について、長男の方は同じ町内に分家住宅を建てられないと聞いていたのですが、どうなのでしょう。

(事務局) 事前に開発指導課にて、分家住宅として建築可能か確認しており、問題ないと回答をもらっています。

(深井委員) 駿河区小坂の案件ですが、申出地の隣のビニールハウスでは何を作っているのでしょうか。

(事務局) いちじくです。

(深井委員) すぐ西側に山があるのですが、日当たりはどうでしょうか。

(事務局) 10月に現地調査を行ったのですが、15時頃には日影となっている状況でした。

(深井委員) 塀の高さが3mということで、かなり高いと思うのですが、どうでしょうか。

(渡辺委員) ビニールハウスの所有者の同意が得られているので良いと思います。それより、付近に水路があるので、雨が降った際に残土が水路に流れ込まないかが気になります。ビニールハウスの所有者も理解しているとは思いますが。

(鈴木会長) 渡辺委員の意見を聞いて思ったのですが、ビニールハウスへの影響だけではなく、水路への影響が気になります。雨水の処理は、基本的には自然浸透でしょうか。

(事務局) そうです。

(鈴木会長) オーバーフローした水は、どの方角へ流れますか。傾斜はどうなっていますか。

(渡辺委員) 最終的には小坂川に流れると思います。

(鈴木会長) 大雨の際の対策を取るよう、事業者伝えてください。

(事務局) 改良材が水路に流れ出ないよう対策をとることを、事業者に改めて伝えます。

(鈴木会長) 静岡県盛土等の規制に関する条例の規制対象ではないことを説明してください。

(事務局) 盛土を行う区域の面積が1,000平方メートル以上または残土の量が1,000立方メートル

以上の場合、条例の許可が必要となります。事業計画書により、条例の許可不要であることを確認しています。また、事業者も県の担当課と協議し、許可不要と確認しています。

(朝比奈委員) 葵区天神前の案件と、駿河区小坂の案件は同じような案件でしょうか。

(事務局) 葵区天神前の案件は既に土質改良プラントがあり、土質改良事業を再開するものです。駿河区小坂の案件は、新規事業として土質改良事業を行うものです。

(鈴木会長) 駿河区小坂の案件について、プラントと駐車場の間に水路がありますが、行き来はするのでしょうか。

(事務局) 行き来はせず、駐車場へは回り込んで行きます。

(鈴木会長) 駿河区小坂の案件の 3,593 m²という面積について、必要性を教えてください。

(事務局) 事業計画を確認し、残土や改良土置場の面積、重機の稼働スペース及び大型トラックの通行帯などを総合的に考慮し、必要と判断しました。また、安全性確保の観点から、従業員の駐車スペース及び資材置場をプラント敷地外に整備することについても、必要と判断しました。

(中山委員) 重機の稼働スペースを考えると、どちらかというとな積は狭いと思います。

(鈴木会長) 葵区天神前の案件について、駐車場の舗装はどうなっていますか。

(事務局) 砕石舗装です。

(鈴木会長) 車が入り出す際に、砕石が歩道にでないように対策をとってほしいと思います。

(事務局) 事業者に伝えさせていただきます。

(深井委員) 駿河区小坂の案件について、稼働時間はいつでしょうか。

(事務局) 正確な時間は把握していませんが、夜間は操業せず、日中のみです。

(鈴木会長) 他にはご質問等ありませんか。

それでは、3件の案件につきましては、委員の皆様から様々なご質問やご意見がありましたが、これらの意見を尊重し、手続きを進めていただきたいと思います。進行を事務局にお返しします。

(事務局) 委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。今後のスケジュールについて説明いたします。今回の案件は、静岡県との協議や公告、縦覧、異議の申し立て期間を経て、

概ね3月頃に手続きが終了する予定となっております。

以上を持ちまして令和5年度第2回農業振興整備促進協議会を終了します。